# 公共交通機関のバリアフリー整備ガイドラインの改訂について



国土交通省

別紙

## 見直しの背景・考え方

#### ○ 役務の提供の方法について

○ 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準において、同基準に基づいて整備されたバリアフリー設備を用いた役務の 提供を義務付け。(令和3年4月施行)

(例:乗降用スロープの設置、照明設備による照度の確保等)



- 令和2年5月のバリアフリー法改正に基づき、交通バリアフリー基準に おいて、<u>優先席の定義及び優先席の表示を義務付け</u>。(令和3年4月施 行)
- 旅客施設においては、優先席に関する内容の記載なし。
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両において、主に「標準的な整備内容」と して記載。

#### ○ 高齢者障害者等用トイレについて

- ガイドラインにおいては、バリアフリー設備の機能分散を記載。
- 令和2年度において、多機能トイレの利用集中を解消するため、 「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会」 を設置し、今年度末にとりまとめを公表。

### ○ 鉄道駅におけるプラットホームと車両の間の段差・隙間の縮小について

- 令和元年10月に、鉄道駅におけるプラットホームと車両の間の段差・ 隙間の縮小に関する内容を改訂。
- その後、国土交通省では、単独乗降しやすい駅をわかりやすく示した、 東京都心部バリアフリー鉄道MAPを公開、また、事業者では、単独乗降 しやすいドア位置を視覚的に分かるよう表示。

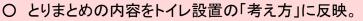
## 具体的な内容

○ 交通バリアフリー基準を踏まえ、公共交通機関における<u>役務の提供</u> に関する基本的な考え方を追加し、ガイドラインを新たに策定。

#### 追加例

- ・照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保する。
- ・継続して音声により情報提供できるように、音声案内装置を維持管理する。等
- O 旅客施設の休憩設備において、<u>優先席に関する内容を追記</u>。(内容は、鉄軌道車両及び乗合バス車両の内容に準拠)
- 鉄軌道車両及び乗合バス車両においては、優 先席の表示を「移動等円滑化基準に基づく整 備内容」として追記。





#### 反映例

- ・機能分散の具体的考え方として、車椅子使用者用 便房に集中される機能のうち、「乳幼児連れ用設 備」、「オストメイト用設備」の機能分散等を追記
- ・「多機能トイレ」について、ガイドライン上の表記を 「高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)」に 統一



- 東京都心部バリアフリー鉄道MAPを追加。
- 〇 単独乗降しやすいドア位置の 表示事例の写真を追加。





